

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になりません。

平成26年1月31日に不適合管理委員会で確認した不適合事象は、下記のとおりです。
なお、不適合管理委員会で確認した事象の内容から、審議時点で想定する対応(点検、修理、調査等)などを付記しております。

1. GⅠグレード 0件

2. GⅡグレード 1件

NO.	号機等	不適合事象	原子炉安全上の影響度合い
1	7号機	1月12日～18日分の巡視点検記録の一部において、6号機用の様式を使用していたことを確認した。当該記録を訂正。なお、当該記録の対象エリアの巡視点検自体は実施していたことを確認済み。	GⅢ以下

3. GⅢグレード 9件

NO.	号機等	不適合事象	備考
1	1号機	連続ダスト放射線モニタ(B)の画面表示に表示不良を確認した。当該画面を点検・修理。	
2	2号機	荒浜側焼却建屋にあるプラント内放送設備(拡声装置)用スピーカーの点検時、1台に動作不良を確認した。当該スピーカーを修理。	
3	2号機	荒浜側焼却建屋にあるプラント内放送設備(拡声装置)用受話器の点検時、1台に動作不良を確認した。当該受話器を修理。	
4	3号機	取水口除塵装置洗浄ポンプ(C)吐出圧力計の指示不良を確認した。当該圧力計を点検・修理。	
5	6号機	γ線用警報付ポケット線量計の1つに故障(線量をカウントしない)を確認した。同一作業員の線量から当該作業員の線量を評価。当該線量計を点検・修理。	
6	7号機	原子炉建屋3階北西区域の梁上において、古いタバコの吸いがらを発見した。当該タバコを回収。	
7	その他	水処理建屋において、No. 1塩酸エゼクタ塩酸入口弁にシートパスを確認した。当該弁を点検・修理。	
8	その他	水処理建屋において、No. 2塩酸エゼクタ塩酸入口弁にシートパスを確認した。当該弁を点検・修理。	
9	その他	5号工具センターにおいて、酸素・硫化水素濃度計の定期校正時、校正できないことを確認した。当該計測器の貸出を禁止、測定記録への影響を評価。	